種類:会則

議決:四国支部役員会 制定日:2020年11月27日 改訂日:2023年2月22日

# 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 四国支部会則

### 第1章 総則

(名称)

- 第1条 この支部は、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会四国支部(以下、支部)と称する。
  - 2 支部の英語名は、Shikoku Branch of the Society of Project Managementと称 する。
  - 3 支部の略称は、PM学会四国支部と称する。

(目的)

- 第2条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会(以下、学会)定款第3条の目的 を達成するために、四国地域(香川県、徳島県、愛媛県、高知県)において以 下の事業を行う。
  - (1) 研究会、講演会の実施
  - (2) 内外の関連機関との連絡および協力
  - (3)研究および調査
  - (4) その他、学会定款第3条の目的達成に必要な事業

(機関の設置)

第3条 支部には、支部総会および支部役員会を設置する。

#### 第2章 支部会員

(会員構成)

- 第4条 支部は、学会に属する正会員、学生会員、法人会員の内、四国地域(香川県、 徳島県、愛媛県、高知県)に在住する個人会員および同地域を拠点とする法人 会員を以て構成する。
  - 2 第1項に定める外に、支部への所属を希望する会員を構成員とすることができる。
  - 3 第1項に定める場合にも、会員の希望により構成員とならないことができる。
  - 4 構成員であることの事務取扱は、学会本部運営管理室が行う。

(支部会員資格の喪失)

第5条 学会会員資格を喪失した場合には、支部会員の資格を失う。

(会費)

第6条 支部では、会費を徴収しない。ただし、支部が行う特定事業に必要な費用を参加費として受益者から徴収することができる。

## 第3章 支部役員および支部役員会

(支部役員)

第7条 支部には、以下の支部役員を置く。

支部長1名副支部長若干名幹事若干名監事1名

### (支部役員会)

- 第8条 支部役員会は、支部の役員により構成する。
  - 2 支部役員会は、支部長が招集し、第2条に示す事業を行うために必要な審議、 決定、実施および結果の評価を行う。
  - 3 支部役員会の定める場所に支部の事務局を置く。

### (支部役員の選任)

- 第9条 支部役員は、支部に属する正会員、法人会員の中から支部役員会で候補者を選出し、支部総会で承認の可否を行う。
  - 2 支部長候補者の選出は、支部役員会の総意によるものとする。

#### (支部役員の任期)

第10条 支部役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、支部役員を選任するための支部総会までの期間が、役員に選任されて 2年を超過する場合、超過した期間も継続して任期とすることができる。

2 第1項の任期を満了することなく、支部役員が欠員となるときは、これを充足することができる。後任は、支部役員会で選任する。

#### (支部役員の職務)

- 第11条 第7条に定める各役員は、以下の職務を司る。
  - (1) 支部長は、支部の全業務を管理し、支部を代表する。
  - (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故等で職務に支障がでたとき、または欠けたときは、支部長が予め指名した順位によりその職務を代理する。
  - (3) 幹事は、支部の運営および支部で行う各事業の計画および実行を司る。

#### (顧問)

- 第12条 支部長は、支部役員の総意を得て、第2条に定める支部の活動に対し、貢献著しい支部役員経験者およびその他の構成員を支部顧問とすることができる。
  - 2 支部顧問は、支部長の諮問に応えるために支部長の要請に従って、支部役員会等に参加し、意見を述べることができる。

### (監事)

- 第13条 監事は、支部役員の職務執行を監査し、監査報告書を作成する。
  - 2 監事は、いつでも、支部役員および事務局員に対して事業の報告を求め、当支

部の業務および財産などの調査をすることができる。

## 第4章 事業年度および事業計画と事業報告

(事業年度)

第14条 支部の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業費用)

第15条 事業に必要な費用(講師謝礼、会場費等)については、学会理事会(以下、理事会)への申請手続きを行い理事会より精算される。手続きについては、学会細則の定めに従う。

(実施計画)

第16条 事業計画案は、支部長が作成し、支部役員会および支部総会の議決を経て、理事会の審議を受ける。

(実施報告)

第17条 事業報告案は、支部長が作成し、支部役員会および支部総会の議決を経て、理事会の審議を受ける。

(理事会への報告の義務)

- 第18条 第16条および第17条に関わる理事会への提案は、前事業年度終了後、速やかに実施する。
  - 2 第16条の審議によらない事業を行おうとするときには、速やかにかつ予め理 事会の審議を受けなければならない。

(その他)

第19条 本会則に定めのない事項については、学会定款、学会細則および学会の定める マニュアルに従う。

附則

この規則は、2020年11月19日 支部役員会の議決により制定。 2020年11月27日から施行する。